



平成 30 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名:株 式 会 社 エ イ ジ ア
(コード番号:2352 東証第 1 部)
本社所在地:東京都品川区西五反田七丁目 20 番 9 号
代 表 者 名 :代表取締役社長 美 濃 和 男
問 合 せ 先:経営企画室長 藤 田 雅 志
電 話 番 号 : (03) 6672-6788 (代表)

特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、特定譲渡制限付株式報酬として自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 30 年 7 月 19 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 18,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,522 円
(4) 処分総額	28,613,600 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4 名 18,800 株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

平成 30 年 5 月 23 日付「特定譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)(以下、「対象取締役」といいます。)の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、特定譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを、平成 30 年 5 月 23 日の取締役会で決議しております。

また、平成 30 年 6 月 28 日開催の第 23 回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において、本制度に基づき対象取締役に特定譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を総額で年 30 百万円以内で支給することにつき、ご承認をいただいております。

本日、取締役会において、対象取締役 4 名に対して総額 28,613,600 円の金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として普通株式合計 18,800 株を割り当てることを決議いたしました。なお、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを勘案して、譲渡制限期間を 3 年間としております。

また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役が当社との間で、概要、以下の 4. 記載の内容を含む譲渡制限

付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、報酬委員会において審議のうえ、取締役会で決定します。ただし、本制度に基づき各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に対象取締役に発行又は処分される普通株式の総数は、30,000株以内とします。

当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものいたします。

(2) 特定譲渡制限付株式の払込金額

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(3) 金銭債権の支給及び現物出資

当社は、各対象取締役に対し、当該各対象取締役に発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

- ① 対象取締役は一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式(以下、「本株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。

4. 株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

本払込期日から平成33年7月18日までとする。

(2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」と総称します。)の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、各取締役が保有する本株式の全部について本譲渡制限を解除します。

(3) 対象取締役の退任・退職時の取扱い

各取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由により又は死亡により当社グループの取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職等(以下、「退任・退職等」といいます。)した場合は当該退任・退職等の直後の時点をもって、各取締役(但し、各取締役が死亡により退任・退職等した場合は各取締役の相続人として。)が保有する本株式の全部について本譲渡制限を解除します。

(4) 当社による無償取得

- ① 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当然に無償で取得する。
- ② 各取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、各取締役が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
 - i 各取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii 各取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立て

があった場合

- iii 各取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - iv 各取締役が当社の取締役の地位から退任・退職等した場合(但し、正当な理由により又は死亡により退任した場合を除く。)
- ③ 各取締役等が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、各取締役に對して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本株式の全部(但し、以下の ii 又は iv において本株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限ります。)を当然に無償で取得する。
- i 各取締役が当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役員に就任・就職したと当社の取締役会が認めた場合(但し、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除きます。)
 - ii 各取締役が法令、当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合
 - iii 各取締役が当社グループの内部規程に定める出勤停止又はそれと同等以上の懲戒処分を受けた場合
 - iv 各取締役が当社グループの企業価値を損ね、信義誠実の原則に反する場合、その他本株式の全部又は一部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
- ④ 各取締役が退任・退職等した場合には、当社は、各取締役が退任・退職等した時点をもって、次の i の数から ii の数を差し引いた数の本株式を当然に無償で取得する。
- i 本株式の数
 - ii 本払込期日を含む月から乙が退任・退職等した日を含む月までの月数を 36 で除した数に、前号に定める本株式の数を乗じた数(計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)

(5) 組織再編等における取扱い

- ① 当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会(但し、ii において当社の株主総会による承認を要さない場合及び vi においては当社の取締役会)で承認された場合(但し、次の各号に定める日(以下、「組織再編等効力発生日」といいます。))が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。)には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を 36 で除した数に、組織再編等承認日において各取締役が保有する本株式の数を乗じた数(計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除します。
- i 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
 - ii 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。) 会社分割の効力発生日
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
 - iv 株式の併合(当該株式の併合により各取締役の有する本株式が 1 株に満たない端数のみとなる場合に限ります。) 株式の併合の効力発生日
 - v 当社の普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第 171 条第 1 項第 3 号に規定する取得日
 - vi 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求(会社法第 179 条第 2 項に定める株式売渡請求を意味します。) 会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する取得日
- ② 当社は、前項に規定する場合、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

(6)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連してみずほ証券株式会社との間において契約を締結しており、また、当社は対象取締役に対し当該譲渡制限等の内容につき別途同意を取得しております。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日(平成30年6月27日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,522円としております。これは、取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上